

## (2) 鴨谷体育館共用（個人）利用料金

|          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| トレーニング共用 | 1人1回 一般220円 生徒等110円               |
| その他共用利用  | 1人1種1回 一般220円 生徒等110円 高齢者・障害者110円 |

### 備考

(1) 「1回」とは、指定管理者が別に定める時間帯をいう。

(2) この表において、「生徒等」とは、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合

ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において利用する場合

(3) この表において、「高齢者」とは、60歳以上の者をいう。

(4) この表において、「障害者」とは、以下の者を含むものとする。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生 事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者

オ 児童福祉法（昭和22年法律 第164号）第19条の3第7項規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者

カ 特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知）に基づく都道府県等の規定により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者

キ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条の規定に基づく被爆者、健康手帳の交付を受けている者

(5) 障害者が利用する場合、介助者1名についてもこの料金を適用する。